

新行動計画策定について

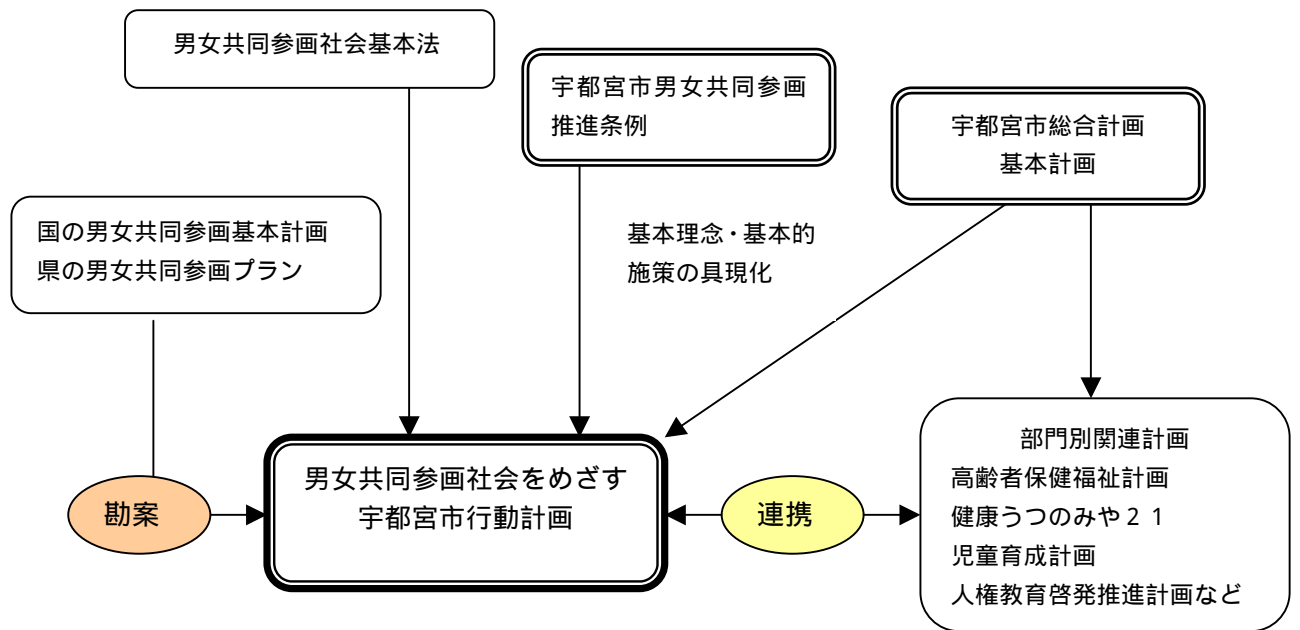
策定の概要について

1 趣旨

平成15年7月1日施行の宇都宮市男女共同参画推進条例に基づく新規計画として策定するものである。

2 策定の視点と位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法，市条例を踏まえる。
- (2) 男女共同参画基本計画（国の計画），とちぎ男女共同参画プラン（県の計画），現計画を踏まえる。
- (3) 現計画の進捗状況を勘案し，新たな課題に対応させる。
- (4) 市の特性，社会経済情勢の変化に対応させる。
- (5) 家庭，職場，教育分野，地域等各分野での取組と市が講じる施策を示し，市民と行政が協力，連携する計画とする。
- (6) 市民にわかりやすい計画とする。
- (7) 可能な限り，事業に数値目標を設定する。



3 計画に盛り込む事項（計画の構成）

- (1) 基本的考え方
- (2) 基本目標
- (3) 体系，施策の方向
- (4) 具体的施策・事業
- (5) 数値目標・重点施策
- (6) 計画の推進体制

#### 4 検討体制

##### (1) 男女共同参画推進委員会

庁内の男女共同参画を推進する組織として、「推進委員会」を設置し、委員会、幹事会、作業部会において、検討する。

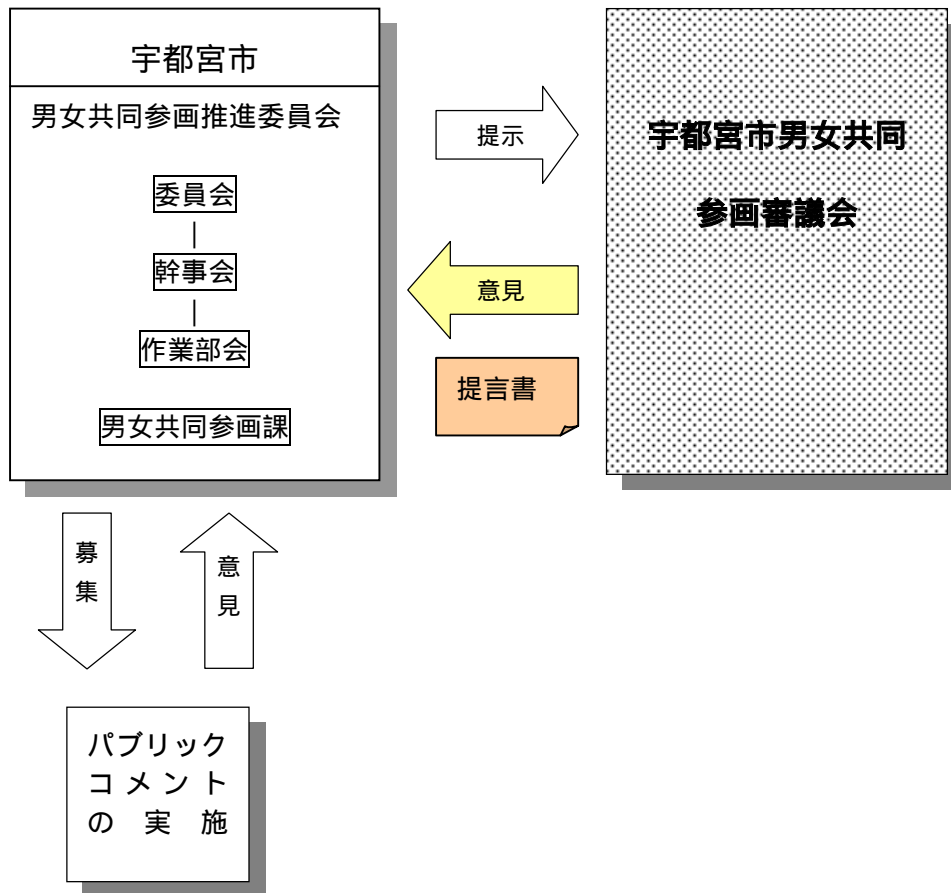
- ・ 委員会（関係部次長）
- ・ 幹事会（関係課長）
- ・ 作業部会（関係課係長等）

##### (2) 宇都宮市男女共同参画審議会（条例 23 条）

構成メンバーは、学識経験者、関係団体の代表、関係行政機関の職員、公募委員

##### (3) パブリックコメントの実施

計画素案を公表し、市民意見を募集する。



計画に盛り込む事項について

1 基本的考え方

(1) 計画策定の趣旨

本市においては、これまで「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」及び「同実施プラン」に基づき、さまざまな施策・事業を展開してきたが、依然として、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は根強く、さらには、女性に対する暴力の問題など、あらゆる分野で男女が対等な構成員として、個性と能力を発揮していくためには、解決すべき課題が多く存在している。

こうした状況の中、少子高齢社会の到来等、急激に変化する社会情勢に対応し、豊かで活力のある社会を築いていくため、平成 15 年 6 月「宇都宮市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念と市民、事業者及び市等の責務を明らかにすると共に、各活動分野での取り組みと行動計画の策定を含む基本的な施策を規定した。

この条例に基づき、男女が互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会の実現をめざし、新たな行動計画を策定するものである。

この行動計画は、条例を根拠とする計画であり、条例で掲げた基本理念のもとに、その具現化を図るため、課題に的確に対応し、総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(2) 計画の位置付け

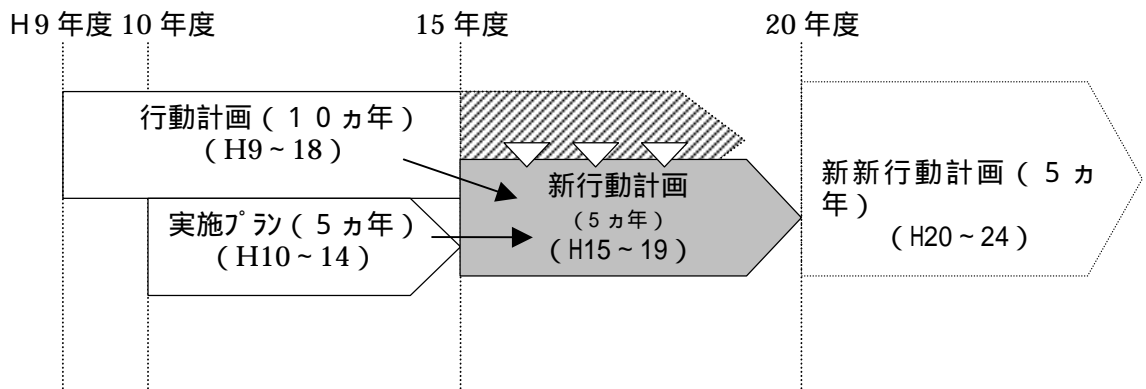
前述のとおり

(3) 市民・事業者・市・教育関係者の役割

男女共同参画社会の実現は、行政だけで達成されるものではないことから、市民、事業者、市等の目指すべき方向を示すことにより、各主体が共に行動、協力及び連携する計画とする。

(4) 計画期間

社会のめまぐるしい変化に対応し、実現可能な目標値を設定可能とするため、平成 15 年度から平成 19 年度までの 5 カ年とする。



## 2 基本目標

現行動計画の実績評価等により抽出した 7 つの課題と条例の基本的施策に基づき、目的達成のための 3 つの基本目標を設定する。(別紙 1 参照)

### 新計画基本目標

#### 男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重

男女が個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく個人として能力を発揮できるよう、男女共同参画意識の啓発を図り、固定的な性別役割分担意識の解消、男女の人権侵害の防止に努める。

#### あらゆる分野における男女共同参画の促進

男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における参画する機会を確保するとともに、リーダー養成などの人材育成に努める。

#### 男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備

男女共同参画社会の実現に向けた環境を整えるため、家庭生活における活動と職場その他の活動とを両立して行うことができるように社会的支援の充実に努める。

## 3 体系 (別紙 2 のとおり)

- (1) 本市の現状と課題から導き出された推進すべき内容に基づくものとする。
- (2) 計画を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備・充実については、推進のための手段であることから基本目標とは別に位置付ける。

## 5 スケジュール

月	作業	審議会
5月	計上事業の照会	第2回 数値目標・重点事業について  第3回 計画素案について  第4回 パブリックコメントの結果について  提言書
6月		
7月	基本的な考え方 体系の検討 施策の方向・計上事業 数値目標，重点施策の検討	
8月		
9月		
10月	計画素案の検討 パブリックコメントの実施	
11月	論点整理，最終調整	
12月	庁議，策定	

# 別紙 1

## 計画スケジュール

政：政策会議    部：関係部長等会議    作：作業部会    幹：幹事会    委：委員会

月	作 業	推進委員会等	審議会
4月			
5月	計上事業の照会	説明会    5/19	
6月			
7月	体系の検討	作業部会    7/10 幹事会        7/14 委員会       7/22	
8月	数値目標，重点施策の検討	作業部会 幹事会 委員会	
9月	計画素案の検討	作業部会 幹事会 委員会	
10月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">パブリックコメントの実施</div>	関係部長等会議・政策会議  作業部会	
11月	論点整理，最終調整	幹事会 委員会 委員会・幹事会合同会議	答申
12月	庁議，策定	関係部長等会議・政策会議	
1月	計画ダイジェスト版の発注		
2月	進捗状況調査  進捗状況のまとめ	作業部会 幹事会 委員会	
3月			